

令和8年度における 所得税関係の改正について(上)

池田龍生／竹田神陽郎

物価高への対応の観点からの所得税の基礎控除の額等の引上げ並びに就業調整への対応及び中低所得者への配慮の観点からの所得税の基礎控除等の特例の見直し及び給与所得控除の最低控除額等の特例の創設を行うとともに、強い経済の実現に向けた対応としての特定生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設並びにその対応として行う租税特別措置の適正化の観点からの給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の見直し、試験研究を行った場合の税額控除制度の強化及び住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度

の拡充、税負担の公平性を確保する観点からの特定の基準所得金額の課税の特例の見直し並びに防衛特別所得税の創設を行うほか、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずることを内容とした「所得税法等の一部を改正する法律」は、国会における審議を経て令和8年3月31日に参議院本会議で可決・成立し、同日に関係政省令とともに公布され、原則として4月1日から施行されている。

以下これらの改正内容について概要を説明する。

所得税法等の改正

第一 所得税の見直し関係の改正

1 基礎控除の改正（所法86等関係）

(1) 改正の内容

① 基礎控除の控除額の改正

イ 基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げることとされた。

ロ 上記イの改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直し並びに公的年金等に係る源泉徴収税額の計算の際に公的年金等の金額から控除される金

額の引上げ等を行うこととされた。

② 令和7年分以後の各年分の基礎控除等の特例（改正後：令和8年分以後の各年分の基礎控除等の特例）の改正

イ 令和8年分以後の各年分において、居住者のその年分の合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次に定める金額とすることとされた。

（イ）令和8年分及び令和9年分……次に掲